

公衆衛生-1 ごみ及びし尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話	区 別	処 理 能 力
東部クリーンセンター	山川町85-2	(41)7370	し尿	175 ^キ ト/日
南部クリーンセンター	野田町826-1	(72)5310	ごみ 粗大ごみ	300t/日 40t/5h

公衆衛生-2 し尿収集車

車 種	台 数	積載量 (kg)	所 属
			東部クリーンセンター
バキューム車	9	1,800	9
〃	2	350	2
汚泥運搬車	1	2,000	1

公衆衛生-3 防疫薬剤備蓄状況

薬剤名	容量	数量	備蓄量	保管部課	備考
ダイアジノン	—	—	—	都市建設部道路河川保全課 道路河川管理事務所	
オルソ剤	—	—	—	〃	
クレゾール	500ml	8	40	〃	
DDVP（乳剤）	—	—	—	〃	
DDVP（油剤）	—	—	—	〃	
スチオミン乳剤	—	—	—	〃	
アース・スミラブ発泡錠	300錠	1	300錠	〃	

公衆衛生-4 ごみ収集運搬車

1 市保有車両

車種	台数	積載量	所 属
塵芥車	2	2,000kg	南部クリーンセンター TEL (72) 5300 FAX (72) 5310
〃	1	2,300kg	
〃	1	2,850kg	
ダンプ	2	2,000kg	
〃	1	3,750kg	
〃	1	3,950kg	
〃	2	4,000kg	
焼却灰ダンプ	1	9,500kg	
計	11	—	

2 民間委託業者車両

事業所名	電話番号	車 種	台数	積 載 量
足利市清掃事業株式会社	(71) 0782	塵 芥 車	1	1,950 kg
		〃	1	2,100 kg
		〃	1	2,150 kg
		〃	8	2,950 kg
		キャブオーバー	6	2,000 kg
		計	17	—
株式会社横田商事	(72) 2241	塵 芥 車	6	2,000 kg
		〃	1	2,750 kg
		〃	1	4,600kg
		キャブオーバー	4	2,000 kg
		バ ン	1	2,000kg
		計	15	—
沢口運輸株式会社	(64) 0884	塵 芥 車	2	1,900 kg
		〃	1	1,950 kg
		〃	1	2,000 kg
		キャブオーバー	2	1,950 kg
		計	6	—
合 計			38	—

公衆衛生-5 遺体搜索状況記録簿

遺体搜索状況記録簿

年月日	搜索地区	搜索遺体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者		

注 1 搜索用機械器具は借上費の有無を問わず記入するものとする。
2 有償による場合は、その借上費を金額欄に記入すること。

遺体捜索用機械器具燃料受払簿

品名		単位呼称					
年月日	摘要			受	払	残	備考

注 1 摘要欄に購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。
2 備考欄に購入単価及び金額を記入すること。

公衆衛生-8 搜索受付から火・埋葬までの各書式

搜索受付から火・埋葬までの各書式

行方不明者等受付簿

種別	1. 行方不明者 2. 身元不明の死体 3. 死体引受人のない死体 4. その他					受付番号	
氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
本籍						届出人 (氏名) (住所) (電話)	
現住所							
死体の現場							
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							
種別	1. 行方不明者 2. 身元不明の死体 3. 死体引受人のない死体 4. その他					受付番号	
氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
本籍						届出人 (氏名) (住所) (電話)	
現住所							
死体の現場							
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							

死体調書

		番号						
捜索収容者	第 班 代表者 氏 名			所属	部 課			
死体の種別	1. 身元不明の死体 2. 引受人のない死体 3. その他							
死体発見時 日	年 月 日			時 分				
死体発見場								
死体の身元	本籍							
	現住所							
	氏名		身元不明者の符号		性別	男・女	年齢	歳位
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							
遺族その他の関係者	現住所	(電話)						
	氏名	(死者との続柄)						
	死体の引受け	可 ・ 不可		(引渡し 年 月 日)				
	遺骨の引受け	可 ・ 不可		(引渡し 年 月 日)				
見分(検視)日時	月 日 時 分			見分者(検視)				
検案日時	月 日 時 分			検案医師				
火葬許可証交付日	年 月 日			死体発見現場の概略図				
火葬日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

氏名札他

氏名札

死体送付票

足利市災害死体 第 号 氏名

(送付番号) 災害死体送付票 足利市災害死体第 号 (氏名) を送付する 年 月 日 (市長) (火葬場) 宛
--

死体処理票

災害死体番号		
死 亡 者	氏名	
	住所	
	死亡年月日	
	死亡原因	
	死体発見の 日時・場所	
引 取 人	氏名	
	住所	
	死亡者との 関係	
	引取年月日	
遺 留 品	処理番号	
	保管所	
備考 (身元不明死体の場合は、死体の特徴等を詳細に記入する)		
死体収容所		

遺骨及び遺留品処理表

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死亡者	死体番号	
	氏名	
	住所	
遺留品保管所		

公衆衛生-9 火葬施設及び埋葬場所

(1) 火葬施設

名 称	所 在 地	処理能力 (平常時)	備 考
足利市斎場	新山町12-3	9体	燃料 (ガス)

(2) 埋葬場所

本城二丁目地内山腹「共同墓地」

栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時において、栃木県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援（以下「相互応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に基づく相互応援については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定により、県と県内の市町村との間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の規定に関わらず、この協定を適用する。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められるその他廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り、応援を実施するものとする。

2 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合において、緊急に応援の必要があると認めた市町村等は、応援を行うことができるものとする。

3 前項の規定により応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(応援実施内容の報告)

第5条 前条に基づき応援を実施した市町村等は、その応援内容を応援報告書により県に報告するものとする。

(経費負担)

第6条 第4条第1項及び第2項に規定する応援に要する経費は、被災した市町村等が負担する

ものとし、応援した市町村等に支払うものとする。なお、その額は当該市町村等の中で協議の上、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村等は、平常時から必要な情報の相互交換等を実施し、この協定に基づく応援が円滑に行われるように努めるものとする。

(民間業者への協力要請)

第8条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては環境森林部廃棄物対策課、市町村等においては、廃棄物処理担当部署とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成20年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書41通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月21日

栃木県知事	福田 富 一
宇都宮市長	佐藤 栄 一
足利市長	吉谷 宗 夫
栃木市長	日向野 義 幸
佐野市長	岡部 正 英
鹿沼市長	阿部 和 夫
日光市長	斎藤 文 夫
小山市長	大久保 寿 夫
真岡市長	福田 武 隼
大田原市長	千保 一 夫
矢板市長	遠藤 忠
那須塩原市長	栗川 仁
さくら市長	秋元 喜 平
那須烏山市長	大谷 範 雄
下野市長	広瀬 寿 雄
上三川町長	猪瀬 成 男
西方町長	若林 照 一
二宮町長	藤田 忠 義
益子町長	大塚 朋 之
茂木町長	古口 達 也

市 貝 町 長	小 林 利 恒		
芳 賀 町 長	森 仁		
壬 生 町 長	清 水 英 世		
野 木 町 長	永 田 元 一		
大 平 町 長	鈴 木 俊 美		
藤 岡 町 長	永 島 源 作		
岩 舟 町 長	栃 木 實		
都 賀 町 長	青 木 富 士 夫		
塩 谷 町 長	柿 沼 尚 志		
高 根 沢 町 長	高 橋 克 法		
那 須 町 長	佐 藤 正 洋		
那 珂 川 町 長	川 崎 和 郎		
那須地区広域行政事務組合管理者	栗 川 仁		
佐野地区衛生施設組合管理者	岡 部 正 英		
芳賀郡中部環境衛生事務組合管理者	大 塚 朋 之		
栃木地区広域行政事務組合管理者	日 向 野 義 幸		
芳賀地区広域行政事務組合管理者	福 田 武 隼		
真岡・二宮地区清掃事務組合管理者	福 田 武 隼		
南那須地区広域行政事務組合管理者	大 谷 範 雄		
塩谷広域行政組合管理者	遠 藤 忠 夫		
小山広域保健衛生組合管理者	大 久 保 寿 夫		

公衆衛生-11 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書（(社)全国霊柩自動車協会）

災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書(全国霊柩自動車協会)

足利市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体搬送の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な事故等により、多数の死者が発生した場合に遺体の搬送を迅速、かつ円滑に行うため、必要な手続き等について定める。

（協 力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（1）霊柩自動車等による遺体搬送

（2）遺体の搬送に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

（3）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。

ただし、当該協力要請書により要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の規定による協力を行うものとする。

（報 告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できないものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第9条 第2条各号の協力を要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者は次に掲げる者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

(1) 甲 足利市総務部企画政策課長

(2) 乙 (社)全国霊柩自動車協会 栃木県支部長

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通 知)

第14条 乙は、災害時における円滑な支援協力が図れるよう、この協定により支援協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協 議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年12月24日までとする。

ただし、期間満了2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年12月25日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145
足利市

足利市長 大豆生田 実

乙 東京都新宿区四谷四丁目14番
社団法人 全国霊柩自動車協会

会 長 坂 下 成 行

公衆衛生-12 災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書（足利市一般廃棄物収集運搬受託事業者連絡協議会）

災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と足利市一般廃棄物収集運搬受託事業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、足利市内における災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害廃棄物の収集運搬を円滑に遂行するため、甲と乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の収集運搬
- （2）前号に伴い必要な業務

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- （1）協力の要請内容
- （2）災害廃棄物の収集運搬の場所
- （3）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協定業務の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- （3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（情報の提供）

第4条 甲は、乙に被災、復旧状況等の事業の実施への協力に必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- （1）協定業務に従事した人員、車両及び時間
- （2）その他必要な事項

(事故の報告)

第6条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し報告するものとする。

(災害補償)

第7条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲の要請により、乙が協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては足利市クリーン推進課、乙においては足利市一般廃棄物収集運搬受託事業者連絡協議会 事務局とする、

(協定書の有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2(2020)年10月15日

甲 足利市本城3丁目2145番地
足利市
足利市長 和泉 聡

乙 足利市久保田町911番地
足利市一般廃棄物収集運搬受託事業者連絡協議会
会長 今泉和也